

ウェーバー行為論の解釈と批判

—『社会学の根本概念』コメンタール I—

安田三郎

科学研究において古典を読むということは、そこからヒントを得ること以上に出るものではなく、「古典研究」は科学史家の研究にはなっても、科学者の業績にはなり得ない筈である。ガリレオとかニュートンのような古典の中の、正しい命題は、その後の科学の共通財産として受け継がれており、受け継がれていない部分は誤った命題であるか、正しいとしても萌芽のままのものであって科学史家の研究対象になるに過ぎない。科学者にとって古典研究が意味をもつとすれば、それが彼の研究に重要なヒントを提供してくれるかも知れない、という一点に存する。

ところが社会学においては、未だに、古典のどの命題が正しくどれが誤りであるかの選別がされていない。1つの古典をまるごと、或はその学者の人格まで含めて、評価しようとする傾向が強い。これではいつまでも科学発展の原則である命題の累積が生じない。

ウェーバーについても、成程トータルに素晴らしい学者だと誰しも思う。彼の広範かつ深遠な研究を理解しようとするウェーバー学者は数多く、逆に、方法的あるいはイデオロギー的見地から批判する人も少なくない。しかし、個々の命題の真偽の選別を試みた人は余りないようだ。

本稿は、学部学生と大学院生を含めた研究会において、上記のような観点から、ウェーバーの『経済と社会』第1章に出現する記述と命題を検討した、1つの成果である。¹⁾ 本稿は批判的なコメンタールの形をとっているが、²⁾ 現代社会学に受け継ぐべき部分は、別の形で発表する予定である。³⁾

1. 主観的意味

ウェーバーの行為論において先ず問題になるのは、行為の定義の中に出て来る主観的「意味」の意味であろう。「行為とは、単数或いは複数の行為者が主観的な意味を含ませている限りでの人間行動を指し、活動が外的であろうと、内的であろうと、放置であろうと、我慢であろうと、それは問うところではない」(8頁)。

われわれを悩ませる原因の第1は、〈意味〉の定義が書かれていないことにあるが、「……私たちは、彼の行為の意味を動機的に理解する。……そこで理解可能な意味連関を与えられているからである」(15頁)とか、「〈動機〉とは、行為者自身や観察者が或る行動の当然の理由と考えるような意味連関を指す」(19頁)といった文章から、主観的な〈意味〉とか〈意味連関〉とは行為者の〈動機〉とほぼ同義であることが分る。ただし、ウェーバーの〈動機〉は、心理学でいう欲求であるよりも、むしろ、もう少し個別の行動と密接につながっている動機、即ち欲求と目標とを同時に含んだようなものであり、行為の意図であるよりも、その行為の原因となった欲望・意図などに関する、行為者(場合によっては観観者)による事後の意味付け、を意味している。要するに「貴方は何故あの行為をしたのですか」の回答が、行為の「意味」だといってよい。

〈意味連関〉とは、意味と意味の連関・系列を意味する。例えば、「目的Aを達成するためにBをする必要があり、BをするためにCが必要だったからCをしたのです」といった動機のつながりのことである。動機連関と同義である。

しかし、読者を惑わせる最大のものは、ウェーバーが行為の意味と言葉の意味とを区別せず、「行為の意味」を説明するのに、「言葉や命題の意味」の説明を以てしているところにある。例えば、「理解とは、第一に、行為(言葉を含む)の主観的意味の直接的理解を指す」(14頁)とか、「 $2 \times 2 = 4$ という命題やピュタゴラスの定理を用いる時、また、私たちの思考上の慣習に従って正しい推論を行なう時、私たちは、その意味を非常に明瞭に理解する」(10頁)、とある

のがそれである。⁴⁾

言葉の意味と行為の意味との間に、類似の点がないわけではない。言葉でも行為でもその背後に隠されているのが意味である。言語もまた言語行動としてのみ存在するとすれば、言語を行為に含ませるのは不当でない、という反論もあろう。しかし、それは、言語の意味と行為の意味との、双方を理解していないといわざるを得ない。言葉はその意味が分からなければ効果をもたないのに対し、行為はその意味(動機)が分からなくても効果は変わらないのである。また、直接実物を指で示す(嚮者はそうするわけだが)代りに言語というシンボル(すなわち、代用物)を用いて行為者が観念を伝達する行為が言語行動であるから、このシンボルは何を用いてもかまわない。〈イヌ〉という言葉の代りに〈ヌイ〉といっても、社会成員が同調してくれる限り、問題はない。また〈イヌ〉という代りに、手の指の或る動きで表現してもよい。しかし、行為一般は、行為者の動機を相手に伝えるのが目的ではなく、現実にも或る効果を起すことが目的で行なわれる。殺人者が相手を殺すのは、殺人をする位、怒っているゾ、ということを相手に知らせることが目的なのではなく、相手を死に至らしめることこそが目的なのであって、それ故にこそ、相手に殺意を気付かれることなく殺人をすることが多いのである。⁵⁾

命題に意味があるとすれば、命題(法則)は個々の具体的ケース(例えば、算数の問題の解法)に適用されるから、個々のケースへの適用例とその背後にある命題との関係は、行為と動機、言葉と意味、の関係とやや類似しているといえないこともない。

2. 理解の明確性

ウェーバーの記述においては「社会的行為を解釈によって理解する」(8頁, 9-10行), 「意味解釈」(10頁, 1行), 「理解可能な意味連関」(15頁, 9行)のような表現があり, 解釈(Deutung)と理解(Verstehen)とは同義と考えてよい。どちらかといえば前者が小さい単位行為, 後者がそれらの系列的複合体

ウェーバー行為論の解釈と批判

を理解(ないし解釈)する、というニュアンスの区別が感じられるが、「或る具体的行為の正しい因果的解釈というのは、外的過程や動機が的確に認識されるだけでなく、同時に、その連関の意味が理解されるように認識されることである」(20頁, 11-12行)という表現もあって、明確に区別されているとは思えない。そして解釈ないし理解される対象は、行為ないし意味であるが、行為とは有意味的な行動なのだから、この両者の間にはニュアンスの区別すらないといってよい。

さて、理解の〈明確性〉(Evidenz)が第1節第3項で論ぜられている。〈明白な〉(eindeutig)、〈明白性〉(Eindeutigkeit)という言葉が第10項や第11項にも使われ、ここでは個別の行為にも、類型的行為にも使われているので、〈明確な〉(evident)と同義とみてよいが、理解の明確性が高いのは、合理的行為の場合である。しかし究極的な目的や価値へ向けられている行為(すなわち、価値合理的行為)の場合は、その目的や価値を明確に理解出来ないことが多く、したがって目的合理的行為が最高度の明確性をもって理解出来るものとなる。

ところで、ウェーバーが理解の明確性を殊更に大きくとり上げて議論している理由はどこにあるのか。それは、理想型=純粋類型が最高度に明確な意味連関をもった行為によって形成されねばならないからである。最高の明確度をもつのは純粋目的合理的行為であるが、所与の状況において純粋目的合理的にはいかなる手段を用い、いかなる結果が導き出されるだろうかを考えて理想型となし、現実の非合理的行為はこれからの偏向として研究すると非常に明瞭になる(第1節第3項および第11項)。明確度の低い意味連関をもとにして理想型をつくってみても、それは現実の行為をそこからの偏向として説明するには、十分な根拠をもち得ないわけである。

したがって、ウェーバーのいう理解の明確性というのは、ただ単に、個々の具体的行為に関して行為者の主観的な意味が完全に追体験出来る、という場合を意味しているのではない。ある結果Zをもたらしたある行為系列を遂行したのは、Yという意味が直前にあり、それは更にXという意味に先行され、云々と

いう具合に、意味連関を明確に遡及することが全く可能であるというのが最高度の理解明確性であるのではなく、所与の状況の下で、或る目的Aのためには必る手段としてBを行ない、そのためには更にCという手段を必ずとるといふ具合に、意味連関を時間の順方向に辿って理想型を明確に指定することが出来る、というのである。「或る人が行為するに當って、自明と認められる経験的事実および或る目的から、それに用いられる手段が——私たちの経験に照らして——必ず生むであろう結論を導き出す場合も、私たちは、その意味を明瞭に理解する。右のような合理的方向を持つ目的的行為の解釈は、——それに用いられる手段の理解から見て——いつも最高度の明確性を有している」(10頁、傍点引用者)、という文章からこのことが理解出来よう。

3. 理想型

しかし、本当にそのような、所与の状況下に所与の目的をもつ行為者に対し、最高の明確性をもつ理想型が、1つだけ設定出来るものであろうか。

これはウェーバーの妄想にすぎない。

例を経済的行為について上げてみよう。先般(昭和54年9月)アメリカのカーター政府は公定歩合を大巾に引き上げたことがあった。或る投資家は最大効用をもたらす目的合理的行為であると信じて株を売り、他の投資家は同じように自らの行為を信じて株の買方に廻ったであろう。前者は、公定歩合が引き上げられれば企業活動がおさえられ企業収益は低くなるから、株を売るのが目的合理的だと考えたのだが、後者は、公定歩合の引き上げは政府が真剣にドル防衛に取り組む姿勢の現われだからドル不安が減少してアメリカ経済は立ち直る、したがって株を買った方が目的合理的であると考えたのであった。どちらが最高明確度の目的合理的行為であるか、確定出来ようか。現実には後者の投資家の方が多くて株価は上昇したのだが、短期的には確かに株を買った方が利潤が多くなるが、本当にアメリカ経済が立ち直るかどうかは将来のことに属するから分らない。むしろ近い将来反動で公定歩合引き上げ以前よりもっと株価

が低落するかも知れない。

経済的行為において最大効用的な目的合理的行為を一意的に確定出来ない原因は単一ではない。上述の株価の例は、経済変動の不確定性に原因するといつてよい。

ゲームの理論は或る種の不確定的状況における合理的戦略を提供してくれるが、それはミニマックス原理に依拠する1つの合理的な行為を指示するにすぎず、それがマクシマックス原理やサヴェージの原理やその他、同列に考へうる諸原理が指示する合理的行為と比較して、より合理的であるわけではない。⁶⁾

不確定性をもたない経済的行為、例えば、全く完全な情報を掲載したカタログにもとづいて或る商品——例えば自動車——の型式を選択する場合、そこに掲載された複数の情報を総合して、最大効用の型式を一意的に決定することが出来ないのは、社会的厚生関数の非存在や、投票の逆理の場合と同じである。⁷⁾

確かに「明晰判明な思惟が生まれる限り、理想型的概念構成は既に現実に社会学者がその研究活動において——更に進んでいへば、一般市民がその日常の思惟において——無意識的且つ部分的に使用している方法なのである」。⁸⁾そして、当時の社会学者や一般市民の思惟のレベルにおいては、所与の状況において理解明確度の完全順位を決定しがたい行為が複数ありうるとは思わなかったであろう。

勿論、このことは、ウェーバーの理想型的方法が、いかなる場合にも無意味であるということを示しているわけではない。彼の具体的研究業績が示すように、歴史的なマクロ的行為の説明には大いに役に立つ。しかし、或る種のミクロな行為を扱う場合には役に立たないだろう。上述のように所与の状況において純粹目的合理的と思われる行為が複数考へうる場合が現実にあるのであって、そのような時、1つの目的合理的行為を理想型として設定し、他の行為をすべて、これに非合理的動機が添加されたものとして理解することはとうてい許されることではない。

4. 社会学的法則

ウェーバーの社会学的法則 (Gesetz) または規則 (Regel) の概念は、揺れ動いていて興味深い。

第1に、「或る社会的行為の理解可能な主観的意味に対応する統計的規則性の¹み²が、ここでいう理解可能な行為類型、つまり〈社会学的規則〉なのである。……この類型は、現実には少なくとも或る近似において維持することが出来る」(21頁、傍点引用者、以下同様)。理解可能ということはウェーバーの理解社会学では常に必須の条件ではあるが、ここでの社会学的規則とは平均的・統計的な規則であって、具体的には犯罪統計、職業統計などに見出されるとする。

ところが第2の記述は次の如くである。「もう何度も自明のこととして前提して来たが、社会学は、類型概念を構成し、現象の一般的規則を求めるものである。……これらの類型は、それぞれ、極めて完全な意味適合性を含む、矛盾のない統一体を示すが、それだけに、絶対的真空という前提の下で計算された物理学上の反応と同様、こうした絶対的理想的な純粋な形式のままに現実に見られることはない。純粋類型(理想型)から出発して初めて、具体的ケースの社会学的解明は可能になる」(31-33頁)。ここでは、社会学の求める規則は、平均的ではなく純粋類型(理想型)であり、それは現実にはそのままは出現せず、むしろ現実のケースを解明する基準としてのみ有用なものである。これが、第1の記述と全く相容れないことは明らかである。

もう1つ、上記2つとは更に異なる第3の法則が記述されている。「理解社会学の多くの命題は、〈法則〉——例えば、グレシャムの法則——と呼び慣わされているが、法則というのは、或る状況において期待される社会的行為の過程の類型的可能性が観察によって立証されたものであって、同時に、この可能性は、行為者の類型的な動機および類型的な主観的意味から理解することが出来るものである」(30頁)。ここでは〈規則〉ではなく〈法則〉となっているが、それはとも角、観察可能な規則性という点で第1の場合と共通しているが第2の場

合と異なり、他方、類型的法則という点で第2の場合とは共通しているが第1の場合とは異なっている。

この3種類の法則ないし規則を、ウェーバーは社会学の中に平和共存させているようにみえる。しかしながら、上記3つの引用文に筆者が付加した傍点の箇所が示しているように、夫々がほとんど唯一の、或いは大多数の、社会学的規則ないし法則である、と述べているようにも読める。そして、その共通点の故に、第1と第3、また第3と第2の法則を、混同している疑いもある。3つの法則ないし規則を区別して認識しているのなら、しばしば神経質なまでに細かい議論をしている彼ゆえ、もっと明確に説明しても良い筈だからだ。

真相は今や知るべくもないが、第1の規則は社会学における経験的一般化に、第2の規則は彼の歴史解釈の理想型に、第3の法則は経済学における法則に対応しており、歴史学から経済学までも包括する一種の総合社会学の構想が、不可避的にもつ方法論的矛盾を、はしなくも露呈しているようにみえる。

5. 社会的行為

「〈社会的〉行為という場合は、単数或いは複数の行為者の考えている意味が他の人々の行動と関係を持ち、その過程がこれに左右されるような行為を指す」(8頁)。「社会的行為——放置や我慢を含む——は、他の人々の過去や現在の行動、或いは、未来に予想される行動へ[意味的に]向けられるものである。以前に受けた攻撃への復讐、現在の攻撃の撃退、未来の攻撃に対する防御方法。〈他の人々〉とは、或る個人や知人のこともあり、不特定多数者や全く未知の人々のこともある。例えば、交換における行為者が貨幣を交換財として受取るのは、将来の交換の際に非常に多くの人間——といっても、未知の不特定多数者——がそれを受取ってくれるという期待に自分の行為を向けているからである」(35頁)。

要するに、行為者の行為が他者の行動に向けられているときにのみ、〈社会的〉行為なのである。

ここで問題は、第1に、他者の〈行動〉に向けられているという限定性にある。例えば、殺人行為は、相手の行動に向けられたものでは必ずしもない。唯、彼の存在だけが邪魔で殺人の理由になる場合がある。相手が金持ちであることにねたみを感じて殺人することもある。殺人は、唯、人間が殺戮行為の客体であることによってだけで、社会的行為であるというべきではないのか。

第2に、他者から影響を受けた行為はすべて社会的行為というべきではないか。この点に関しては、ウェーバーは、第1節、二、第4項で詳しく論じている。群集行動は他人から影響を受けているけれども、意味的關係を他人もっているわけではないから社会的行為ではない。模倣も、反射的模倣はもちろんのこと、唯便利だからといって他人の方法を学びとるのは、他人の行動に向けられた行為でないから社会的行為ではない、と。

これらの議論はしかし、何故、〈社会的〉行為を、他者の行動に〔意味的に〕向けられた行為と定義せねばならないか、については何もいっていない。彼は、社会的行為でないから社会的に重要でないというわけではない、という趣旨のことを述べてはいるものの(38頁)、彼の社会学の定義(8頁)に照らせば、社会的行為でないものは、すべて社会学の研究対象外である筈なのである。

ここでの問題はしたがって、他者から影響された社会的行為、例えば、前述の群集行動や模倣行動、或はシェリフの自動運動の実験に典型的にみられるような、⁹⁾集団圧力下の行動または行為などが、社会学から排除されてしまって良いかという問題、に帰着する。

恐らくウェーバーにとっては、そのような、他者から影響された人間の行為を社会学の研究対象に組み込むとすれば、もはや「社会的行為を解釈によって理解するという方法」では研究出来ないのだから、社会学を理解社会学に限定することが出来なくなるため、やはり頑強に、はじめの〈社会的行為〉の定義を固執せざるを得ないのであろう。

第3に、社会的行為の定義における、〔意味的に〕他者(の行動)に向けられた、という限定性である。換言すれば、意味的ではないが結果として、他者に

影響を与えた行為をも、社会的行為と見做すべきではないか、ということである。そうでないと、大変奇妙な結果が生ずる。

例えば、ウェーバーは理解社会学の命題として、2度に亘って、グreshamの法則に言及している。しかし、模倣行動についての彼の説明、「或る人が便利な方法を他人から学び、それを自分も試みるというような事実だけでは、私のいう社会的行為にはならない。この行為は、他人の行動に向けられているのではなく、行為者が他人の行為の観察によって或る客観的な利益を知り、この利益を目標にしているのである。彼の行為は、他人の行為によって因果的に規定されてはいるが、意味的に規定されていない」(37-38頁)という論法をまねれば、良貨を隠匿するという行為は、唯利益だけを目標にしているので、他人に因果的影響を及ぼす(物価が上がる)とはいえ、他人に意味的に向けられていない、と主張できるであろう。いや将来必要なとき他人と交換関係に入るために良貨を隠匿するのだと抗弁するならば、同様に上記の模倣行動においてさえ、利益が目標なのだけれども、他人の行動のやり方を模倣しているのであって、やはり社会的行為だと、より大きい妥当性を以って主張出来るだろう。

もう1つ例を上げれば、禁欲的プロテスタントの価値合理的行為である。価値合理的行為は定義により、「或る行動の独自の絶対的価値そのものへの“結果を度外視した”意識的な信仰による行為である」(39頁)。具体的にはそれは、職業活動であって、对人的な行為を含んでいよう。しかし、第1義的にはそれは、宗教的絶対価値を実現することが目標の、行為なのである。もちろん、それが結果として、資本主義を起したとしても、それだから社会的行為であるということにはならない。しかし、禁欲的プロテスタントの価値合理的行為と、近代資本主義の発生との間の因果関係(意味的關係ではない!!)こそ、ウェーバーの最もかがやかしい理解社会学の成果の1つだったのでなかったか。

6. 目的合理的行為

目的合理的行為は、ウェーバーの4つの行為類型の中でも、最も中心的なも

のであることは周知の事実である。元来、『経済と社会』は経済学を社会学によって基礎づける意図のもとに執筆が企画されたものであるから、経済的行為をどのように社会的に位置づけるかは、彼の行為論の中で中心的たらざるを得ない。目的合理的行為はその経済的行為を説明すべき社会的範疇として設定された。ところがそのような使命をもたされたが故に、他の類型と比較すると不釣合に多くの限定詞を背負わされたものになっており、成程、経済的行為だけを説明するには便利かも知れないが、一般行為論の観点からは甚だ不適切な類型になっている。

「目的合理的行為。これは、外界の事物の行動および他の人間の行動について或る予想を持ち、この予想を、結果として合理的に追求され考慮される自分の目的のために条件や手段として利用するような行為である」(第2節, 39頁)。「目的合理的に行為する人間というのは、目的、手段、附随的結果に従って自分の行為の方向を定め、目的と手段、附随的結果と目的、更に諸目的相互まで合理的に比較秤量し、どんな場合にも、感情的(特に、エモーショナル)或いは伝統的に行為することのない人間のことである」(41頁)。「競合し衝突する目的や結果に決定を下す場合になると、価値合理的な方向を取ることもあるが、そうなると、その行為は手段だけが目的合理的ということになる」(41頁)。「また、行為者が、命令や要求へ価値合理的に従わず、競合し衝突する諸目的をただ主観的な欲望と考え、自分の意識的な評価によって緊急度の諸段階を設け、その順序に従って出来る限りの満足を得ようとすることもある(「限界効用」の原理)」(41頁)。

目的合理的行為は、感情的行為や伝統的行為とは異なり、1つの限定性から成立する概念ではない。上記の4つの引用文から明らかなように、(1)手段性、(2)欲望追求性、(3)最大効用性ないし計算可能性、という3つの限定性を同時に含んでおり、これらが夫々問題を孕んでいるだけでなく、使用箇所によって3つの限定性のいずれに力点をおくかが一定せず混乱しているのである。

目的合理的行為が手段的行為であることは、39頁の定義、および41頁の第2

引用文によって明らかである。39頁の定義は、いかにして設定されたにせよ或る目的を達成しようとする手段的（かつ合理的）行為が目的合理的行為であるとなし、41頁の第2引用文でその目的が価値合理的に設定されることがあり得ることを示している。

しかし、手段的行為が非手段的行為と同一平面上に存在しないことは言うまでもない。具体的に41頁の第2引用文の例では、全体としては価値合理的行為である行為がその内部に手段的な目的合理的行為を包含しているという二重構造をもっており、この行為は価値合理的行為と目的合理的行為との中間に位置するといったものでは決してないのである。

元来人間の行為は、反射的な行動とは異なり、目的と手段の重層的構造をもっているのがふつうである。従って目的は価値合理的に、感情的に、或は欲望追求的に設定されるが、手段は合理的にか非合理的にか追求される。手段的行為というのは行為の1つの類型なのではなく、ひろく人間の行為の構造の中の普遍的な構成要素であると考えべきであろう。

ウェーバーの場合、更に問題があるのは、目的合理的行為イコール手段的行為とは言い切っていないことである。41頁の第3引用文をみれば、欲望追求的行為もまた目的合理的行為である。¹⁰ 成程、経済的行為は欲望追求的行為以外の何物でもないが、欲望追求的行為とだけ解釈出来る行為もまた、41頁第3引用文の趣旨では目的合理的行為となる。「手段的または欲望追求的行為」が目的合理的行為だというのは、次元の異なるものの和集合を考えることになり、論理的に不自然であるといわざるを得ない。

目的合理的行為が、最大効用性をもつ行為と考えられていることは、41頁第3引用文によって明らかである。換言すれば、欲望を最大に満足する、合理的な行為が目的合理的行為なのであり、だからそれは計算可能な行為であり、合理的行為なのである。そして、状況が与えられ目標（目的）が与えられたとき、その目標を最大限に達成する行為は唯1つしか存在せず、それ故にその理解は最高度の明確性をもつとされたが、これに対する疑問は既に「3. 理想型」

の項で議論した。

ただ、最大効用であるか、また計算可能であるかは問わず、とにかく或る行為が目標達成にとって客観的に有効であるか否か、またその程度を、大まかに議論することが出来よう。しかし、それは、価値実現的行為にせよ、欲望追求的行為にせよ、伝統的(慣習的)行為にせよ、言い得る筈である。合理性を欲望追求的行為にだけ関連させることは不自然である。¹¹⁾

したがって、目的合理的行為のもつ3つの限定性のうち、手段性はそれが目的的行為一般のもつ属性であるが故に、また最大効用性はそれのもつ不確定性の故に、ともに定義の中から排除して、目的合理的行為を簡潔に欲望(追求)的行為として定義し直すべきであろう。同様に、価値合理的行為は価値(実現)的行為と定義し直す方が良い。

7. 価値合理的行為

「価値合理的行為。これは、或る行動の独自の絶対的価値——倫理的、美的、宗教的、その他の——そのものへの、結果を度外視した、意識的な信仰による行為である」(39頁)。「純粹価値合理的に行為する人間というのは、予想される結果を無視し、義務、体面、美、教義、信頼、何によらず自分に命ぜられているものの意義を信じるがために行為する人間である」(40頁)。

価値合理的行為に関する第1の問題は、「結果を度外視した」行為だという点である。反射的行動や発作的な感情的行為とは異なり、価値合理的行為は目的的行為であると考えられる。第2節第3項では「行為の感情的方向と価値的方向とは、後者では行為の究極的目標が意識的に明確化され、終始、それを計画的に目指していることで区別される」(40頁)とされている(目標というコトバは他にはほとんど出現しないが、目的と同義と考えてよい)。価値の実現こそがその目的である筈である。そして目的とは「実現さるべき結果」のことなのだから、目的的行為は目的が結果となるよう努力する行為であって、「結果を度外視した行為」である筈がない。現に、前述の目的合理的行為の説明のうち41頁

第2引用文には、目的や結果が価値合理的に選択される場合があると書いてあるのだ。

そのような価値合理的行為が、何故、結果を度外視した行為であるのか。どんな点で、他の行為類型、とくに目的合理的行為と異なるのか。

欲望追求的な、目的合理的行為にあつては、その目的は欲望満足であるか、それに対する手段的な目標かである。結果が最大限の欲望満足(最大効用)になるよう行為がなされる。行為は行為そのものとは別の目的(=結果)のために行なわれる。しかし、価値合理的行為は、価値実現的行為それ自体のために行なわれる。すなわち、自己目的的行為である。その行為をすること自体が目的であり、したがって結果でもある。価値合理的行為は、一方において、自己目的の行為であるが故に他の附隨的な結果を無視し、他方において、自分のなした行為が価値合理的行為になっているかどうかは客観的に判定のしようがないから、無限に繰返しを要求されることにもなる。価値合理的行為は欲望追求の行為と異なり、飽和することがない。

結果を度外視した行為というのは、ウェーバーにおいて、責任倫理(Verantwortungsethik)と対比された心情倫理(Gesinnungsethik)においても現われる。¹²⁾彼の述べている例によれば、サンジカリストの過激な運動は、却って反動勢力を強め、労働者階級を弾圧しその力をそぐ結果になると予想されるとしても、彼らが心情倫理に従うのなら結果を度外視して斗争を続けることになる、というのである。ここでは、結果を度外視するとは、目標達成の成功失敗の予想を問題にしない、という意味になっている。ここでも、心情倫理的なサンジカリストの目的は、労働運動で外的な成功をすることではなく、労働者階級のためと信じて労働運動すること自体にあるのである。

価値合理的行為が結果を度外視しているというのは、行為が自己目的的になっている、ということであるが、価値合理的行為だけが自己目的的ではないだろう。表出的な感情的行為は自己目的的と言い得ようし、伝統的行為も或る意味行為で自己目的的である。

逆に、目的合理的行為が、すべての結果を考慮に入れた行為である、ということも間違いである。マートンは予期せぬ結果をもたらす5つの行為を論じているが、¹³⁾ その1つは価値合理的行為(禁欲的プロテスタントの職業行為)であるけれども、他の3つはむしろ目的合理的行為に属するものなのである(最後の1つは予言という特殊な行為に関するものである)。

価値合理的行為に関する問題点の第2は、ウェーバーが審美的価値を信奉して行なう行為を含ませている点である。価値といえば、古来、真善美といわれ、これに利・聖を追加する場合もある。その中でウェーバーは価値合理的行為をひきおこす価値として、いわば善と美とだけを取り上げたわけである(宗教的価値といっているが、聖なる価値であるかどうかは疑問である)。しかもその価値は、行為者が自分に命令するような何ものかなのである。義務・体面・教義・信頼が或る行為を命令するのは理解出来るが、美が命令をするであろうか。命令することがあるとすれば、むしろ美を求める心——審美的欲望——ではないだろうか。丁度、「真」を求める心——好奇心・探求心がそうするように。

第3に、何故に価値合理的行為は、ただ単に価値追求的、或は価値実現的ではなく、価値〈合理的〉といわれるのか。換言すれば、どこにそれは目的合理的行為と共通性をもつのだろうか。

恐らくこれは、rationalを〈合理的〉ではなく、〈理性的〉と訳せば理解しやすいのではないか。

本書の第9節〈共同社会関係と利益社会関係〉において、この2つの社会関係が、感情的ないし伝統的基礎にもとづくものと、合理的基礎にもとづくものとして、対比させられているが、両者の例として、一方では共同社会関係の例として「信仰で結ばれた仲間」が、他方で利益社会関係の例として「価値合理的動機による信仰団体——例えば、エモーショナルな感情的な利益の擁護を無視し、ひたすら価値そのものに仕えようとする合理的宗派」(67頁)が示されている。すなわち、同じく宗教団体・信仰団体といっても、(1)現世利益を願うもの(これは目的非合理的行為というべきであろう)、(2)民間信仰的なもの(伝統

的行為)、(3)「踊る宗教」やブドゥー教のような熱狂的なもの（感情的行為）とは対立するものとして、弁神論の長い伝統をふまえた理性的・合理的教理を基礎にしたものがあると考えられる。彼らの行為は絶対的価値を追求しつつも理性的（合理的）なのであり、それが手段的行為を含むとすれば、後者は当然、目的合理的行為に属するものであろう。

価値合理的行為は〈理性的〉であるが故に、目的合理的行為に次いで、理解の明確性が高いのである。

8. 感情的行為

「感情的行為、特にエモーショナルな行為。これは直接の感情や気分による行為である」(39頁)。感情的行為についてウェーバーが論じている箇所は少ない。しかし、感情的行為は主観的意味を持つかもないかの、限界的な行為、とされている。「純粋感情的行動も、意味的方向を意識的に持つものの限界にあり、限界の彼方にあることも多い」(40頁)。「感情的に行為する人間というのは、直接の復讐、直接の享受、直接の帰依、黙想による直接の浄福、或る直接的感情——粗野なものにしる、繊細なものにしる——の発散、そういう欲求を満たす人間のことである」(40頁)。

要するに、感情表出的行為が主として念頭におかれていることは間違いない。

しかし、現実には感情に原因しながらも、目的手段の連鎖を含んだ行為が存在する。最も極端な例は、異民族の王エッツェルと再婚しその力を借りて夫ジークフリートの復讐を果たした、『ニーベルンゲンの歌』のクリエムヒルトに見出すことが出来よう。¹⁴⁾

しかし、感情に原因する行為には直接的短期的な行為が多く、怒りのように持続するものは少ないから、クリエムヒルトの復讐の如きは情緒的欲求にもとづく目的合理的行為と考えれば、ウェーバーの感情的行為は、彼の定義のままに維持することが可能であろう。ただしクリエムヒルトの復讐は、感情に原因する限り、やはり結果を度外視した行為にならざるを得ず（彼女の出身部族で

あるブルグンド族はために全滅し、彼女自身も味方に殺された)、目的合理的行為とするのに違和感はある。

なお、「精神分析でいう昇華とは、感情的行為が感情的意識的発散として行なわれることである」(40頁)というのは、明らかにウェーバーの誤解である。

9. 伝統的行為と習慣・慣習

伝統的行為については疑問点が多い。第1に、それは個人的習慣なのか社会的慣習をいうのか、或はその双方を意味するのか。第2にそれは第4節〈社会的行為の諸類型——習慣と慣習〉で論じている習慣・慣習・「利害関係による規則的行為」(のうちのいずれか或は全部)と同じであるか異なるのか。

「伝統的行為。身に着いた習慣による行為である」(39頁)とウェーバーが定義するとき、習慣(Gewohnheit)は個人的習慣も社会的慣習も共に含む言葉で、それを一方に限定している積極的な証拠は何もない。他の3類型と比較してもそう考えるのが自然である。それに対して、第4節で議論される習慣(Brauch)と慣習(Sitte)は共に社会的慣習にのみ用いる語であって、この節全体からみてもそれは保証される(したがってBrauchを習慣と記するのは誤訳である)とすれば、伝統的行為のうち社会的慣習である部分を第4節で詳説しているのであろうか。

第2節第1項に純粹伝統的行為の説明の中で「後に見るように、習慣(Gewohntheit)の固執が、さまざまな程度および意味において、意識的に維持されることがあるためでもある」(39頁)という時、「後」とは第4節と考えるのが自然であるから、第4節は社会的伝統的行為の詳説であると考えられる。

ところで第4節で論じているものは習慣(Brauch)、慣習(Sitte)および利害関係による(interessenbedingt)規則的行為であるが、主として後二者の対比が主題であって、共に秩序(慣例 Konventionと法 Recht)に従った行為ではないが、事実上規則性がみられる行為なのである。利害関係による規則的行為は、自由市場における価格形成に例示されるように、純粹目的合理的行為に徹

するが故に規則性を生じるのに対し、慣習の場合は「主として、周囲の多くの人たちの行為が現実には慣習の存続に関心を持ち、それに従った態度をとっているため、自分の行為を慣習に従わせない人間は不適切な行為を行なう結果になり、大小の不便や不利益を蒙らざるを得なくなるということから」規則性が生ずるのであるとする。しかし、後者において「不便や不利益を蒙るから」というのは即ち目的合理的（むしろ欲望追求的）ということであって、「利害関係による」前者との差は程度の問題にすぎない。

要するに、第4節で論じている行為の規則性は、現代社会学の用語でいえば行動文化というべきものであって、それは、(1)その行動様式が個人一人一人にとって最大効用をもつが故に、或は、(2)他人が採用しているが故に採用することが最大効用を保証するものであったり、また、(3)シェリフ的な集団圧力により、(4)社会成員の合意により、(5)支配階級の強制により、形成され或は維持される。ウェーバーはこのうち、(1)と(2)について第4節で論じ、(4)と(5)について第6節〈正当なる秩序の種類——慣例と法〉において論じている、と理解すべきであろう。

元に戻って、それでは第4節（及び第6節）で論じている規則的な行為は、第2節にいう伝統的行為なのであるだろうか。回答は、否かつ然りである。

第2節では、行為及び社会的行為を、その動機（すなわち主観的意味）に従って4つの類型を立てたのであり、第4節（及び第6節）では行為の規則性を論じているのであって、次元が異なる。したがって、行為の規則性は、4つの動機類型の行為すべてにおいて発生しうる。現に第6節では秩序の正当性が価値合理的にも、感情的にも、利害関係において（目的合理的にも）、保証されることが述べられている（しかし、「伝統的」の項目だけは省かれていることに注意せよ）。他方、伝統的行為なるものは、意識された動機を持たずに規則的に繰返される行為であった。それは動機の欠如態というよりも、同じ価値合理的、欲望追求的、感情的、動機の個人又は社会レベルでの発生の繰返しがあった結果、もはや動機が意識されずに行なわれる行為なのである。

したがって、規則的な(すなわち行動文化に添った)行為は、すべて伝統的行為の類型に包含することも出来るし、伝統的行為という動機類型を廃して、他の3つの類型に分属せしめることも出来よう。

なお、〈伝統的〉という単語は、ウェーバーが〈伝統的支配〉という場合には、¹⁵⁾「以前からそのようになっていたという理由によって」というニュアンスで使われている。しかし、第2節における〈伝統的行為〉の説明にあっては、そのようなニュアンスは全く記されていない。第4節第2項における慣習の説明に際しては「どこの国でも、実際に以前から行なわれて来たという事実が〔慣習の〕効力の源であった」(47頁)と書いているが、同じ箇所では「行為者は、ただ何も考えずに、或は、便利であるために、或は、その他の理由によって、事実上、それを自発的に守るし、また、同じサークルのメンバーが同じような理由でそれを守るであろうと期待する」と書いている。まして、伝統的行為が慣習のほか、すべての行動文化に従った行為を意味するとすれば、当然、〈伝統的行為〉という場合の形容詞は、〈伝統的支配〉という場合より意味が広い、と理解すべきであろう。

〈慣習的〉または〈習慣的〉といわずに、何故、誤解され易く、不適切なく〈伝統的〉という形容詞を用いたのかは、疑問として残る。

注)

- 1) テキストには、清水幾太郎訳『社会学の根本概念』、昭和47年、岩波文庫、を用い、原書および阿閉・内藤訳を適宜参照するという、簡便な方法をとった。本稿中の引用文の頁は、すべて清水訳のそれである。
- 2) マックス・ウェーバー『経済と社会』第1章「社会学の基礎概念」のコメンタールとしては、岡田謙『理解社会学』昭和24年、春秋社がある。
- 3) 安田・塩原・富永・吉田編『講座基礎社会学(仮称)、第1巻』、東洋経済新報社、近刊。
- 4) 同じく、次のような記述もある。「意味適合的なのは、私たちがよく知っている計算や思考の規則から見て、算術の例題を正しく解いたという場合である」(20頁)。
- 5) 因みに、言葉の意味と行為の意味との混同は、シンボリック・インタラクショニストの場合にもあるように思われる。彼らの問題にしているのは〈意味的〉相互行為なのであって、〈シンボリック〉であることに重点があるのではない筈である。このような〈意味〉の混同

ウェーバー行為論の解釈と批判

は、興味ある別の問題を提供してくれる。

- 6) 吉田民人「情報科学の構想」, 吉田・加藤・竹内『社会的コミュニケーション』昭和42年, 培風館, 144-151頁をみよ。
- 7) Atsunobu Ichikawa, "Structure of Multidimensional Criteria," Paper presented at the 5th SICE Symposium on Control Theory, 1976.
- 8) 青山秀夫『マックス・ウェーバーの社会理論』昭和25年, 岩波書店, 49頁。
- 9) M. Sheriff, *The Psychology of Social Norms*, 1936, New York: Harper & Row (安田三郎抄訳, 「社会意識の形成メカニズム」, 安田編『原典による社会学の歩み』昭和49年, 講談社, 360-376頁)。
- 10) 同的合理的行為に関連しては、〈欲望〉より〈利害〉というコトバの方がより多く出現する。ウェーバーがほとんど経済的欲望だけを念頭においているためである。
- 11) 逆に、欲望追求的かつ非合理的な行為もあり得る。
- 12) マックス・ウェーバー, 西島芳二訳『職業としての政治』昭和27年, 岩波文庫, 87-88頁。
- 13) Robert K. Merton, "Unanticipated Consequences of Purposive Social Action," *American Sociological Review*, vol.1 (1936), pp. 894-904.
- 14) 相良守峯訳『ニーベルゲンの歌, 前篇, 後篇』昭和30年, 岩波文庫。
- 15) 「古くより行われてきた伝統の神聖やそれにより権威を与えられた者の正当性に対する日常的信念にもとづく」。マックス・ウェーバー, 浜島朗訳『権力と支配』昭和29年, 有斐閣, 8頁。